

## 入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

下関市上下水道事業管理者  
上下水道局長 林 義之

令和6年（2024年）11月5日

### 記

- 1 件名  
本庁舎4階副局長室浸カビ除去修繕 一式
- 2 実施場所、内容等  
別紙1「仕様書」のとおり
- 3 実施期間  
契約締結日から令和7年1月31日まで
- 4 入札条件  
本入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「建物等保守管理」に登録され、地域区分が「市内」「準市内1」「準市内2」のいずれかであること。
  - (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

5 申請方法

別添「入札参加資格確認申請書」によりファクシミリを使用して申請すること。(FAX 番号 0 8 3 - 2 3 1 - 3 3 3 8)

6 申請書提出期限

令和 6 年 1 1 月 5 日 (火) 午前 9 時から

令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月) 午後 5 時まで

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和 6 年 1 1 月 1 2 日 (火) までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

8 質問の方法

ファクシミリによること。(FAX 番号 0 8 3 - 2 3 1 - 3 3 3 8)

質問の期限は、令和 6 年 1 1 月 1 3 日 (水) 午後 5 時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

9 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

(2) 日時

令和 6 年 1 1 月 5 日 (火) 午前 9 時から

令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月) 午後 5 時まで

10 入札日時等

(1) 入札日時 令和 6 年 1 1 月 1 5 日 (金) 午前 1 0 時 1 0 分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

11 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第 1 9 3 条の規定に該当する場合は免除とする。

13 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

#### 14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び下関市上下水道局会計規程等に規定する入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

## 仕 様 書

### 1 件名

本庁舎 4 階副局長室カビ除去修繕 一式

### 2 実施場所

下関市春日町 7 番 3 2 号 下関市上下水道局本庁舎 4 階副局長室

### 3 施行期間

契約締結日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで

### 4 施行内容

- (1) 四方にある壁全面及び天井全面の壁布、ボード等を隣接する空間との隔離を維持したまま撤去してカビを除去する。
- (2) 床に付着したカビをサンダー等によるケレンを行って除去し、ケレンした箇所と周囲との段差を解消するため、不陸調整を行う。
- (3) 壁等の撤去及びケレンにより生じたじんかいを、室内に残らないよう可能な限り清掃する。
- (4) (1)により撤去した壁及び天井を原状回復する場合の参考見積書を作成する。
- (5) 本修繕により発生した廃材を、法令等を遵守した方法により廃棄する。
- (6) 廃材を搬出するときは、エレベーター等に養生を施し、庁舎に傷や汚れが付着しないよう搬出する。

### 5 提出書類

提出書類、提出部数及び提出時期は次のとおりとする。

提出書類	提出部数	提出時期
完了届（成果報告書）	1 部	施行後可及的速やかに
原状回復する場合の参考見積書	1 部	〃
写真（施行前、施行中）	1 部	〃
請求書	1 部	業務検査完了後速やかに

## 6 注意事項等

- (1) 本庁舎の図面（平面詳細図、矩計図、仕上表等）は総務課内で閲覧に供するので、必要に応じて入札及び施行前に確認すること。
- (2) 入札及び施行に際して現地確認が必要な場合は、事前に局担当者と協議すること。
- (3) 施行日程、方法については事前に局担当者と協議し決定すること。
- (4) 副局長室への立入りは、局担当者の確認を得て行うこと。
- (5) 施行に当たっては、安全を確保して作業すること。
- (6) 壁の撤去及びケレン時に発生するじんかいによる作業員への影響を鑑み、マスク等によりじんかいの吸入を防ぐ措置を行うこと。
- (7) 施行中に事故が起きた場合、速やかに局担当者に報告すること。
- (8) 施行に当たって必要となる電気及び水道は局内のものを使用することができる。

## 7 その他

仕様書に記載されていない、本修繕で実施すべきものと判断されたものがある場合は、その都度双方協議の上決定するものとする。